

## 不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針 (2009年5月27日発表)

産業構造審議会通商政策部会不公正貿易政策・措置調査小委員会が、本日とりまとめ、公表した2009年版不公正貿易報告書は、改善が求められる主要国の貿易政策・措置について、WTO協定をはじめとする国際ルールに照らして広範にわたる指摘を行っている。経済産業省としては、指摘された事項について、二国間の対話、WTOやEPA等の紛争解決のメカニズム等のあらゆる機会を使って改善を図っていく。

経済産業省は、従来から、日本企業の貿易・投資等の企業活動を阻害する外国政府の措置について、あらゆる機会を通じてその改善を図ってきた。昨年においても、(参考)の「最近の取組方針掲載案件に係る取組状況」にあるとおり、産業界と政府の一体となった努力が功を奏し、様々な案件で顕著な改善が見られた。

しかし、その一方で、深刻な経済危機の下、世界各国・地域で自国産業支援、雇用確保のためと考えられる貿易措置を講ずるなどの保護主義的な動きが相次いでいる。こうした状況の下、経済産業省は、本年2月に日本貿易振興機構(JETRO)等の関係機関や関係省庁と連携し、保護主義的な動きと考えられる貿易措置を迅速に把握する体制を強化し、対応を取ってきている。

経済産業省が、今後の通商政策を進めていく上で、当面の優先度が高いと考えられる事項及びその取組方針は、以下のとおりである。

なお、EPAに設けられた新しい対話の枠組であるビジネス環境整備に関する議論が問題解決に有効性を発揮しつつあるが、このように解決のための手段を多層的に充実させることも、個別問題への対応と同様、重要な課題であり、引き続き取り組んでいく。

### WTO 勧告の早期履行を求めていくもの

中国、米国をめぐる下記案件については、我が国等がWTO紛争解決手続に付託した結果、措置のWTO整合性の確保を求めるWTO紛争解決機関勧告が採択されている。今後とも、両国に対して、WTO勧告の早期完全履行及びWTO勧告の趣旨に則った適切な対応を求めていく。

#### ○中国

- ・完成車特徴認定制度に基づく自動車部品への関税賦課の是正
- ・模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応

#### ○米国

- ・バード修正条項に基づく分配の停止
- ・ゼロイングに係るWTO勧告の早期履行
- ・日本製熱延鋼板へのアンチ・ダンピング措置に係るWTO勧告の早期履行
- ・1916年アンチ・ダンピング法に係る損害回復法を無効化する措置への対応

### 既に WTO 紛争解決手続に付託されているもの

EU の下記案件については、既に我が国と米国及び台湾が WTO 紛争解決手続に付託しており、米国や台湾とも連携しつつ、WTO の枠組みを通じて、制度の改善等を求めていく。

- EU
  - ・ 情報技術協定対象製品への関税賦課の是正

### WTO 紛争解決手続には付託されていないが、引き続き問題解決を図っていくもの

下記案件については、WTO 紛争解決手続には付託されていないが、今後とも WTO の枠組みや二国間協議の場等を通じて問題解決を図っていく。

- 中国
  - ・ アンチ・ダンピング措置に係る不適切な運用の是正
  - ・ IT セキュリティ製品の強制認証制度の導入の撤回
- 米国
  - ・ 米国再生・再投資法に含まれる「バイ・アメリカン条項」の適正化
- アジア各国
  - ・ 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応
- インド
  - ・ 輸入品への特別追加関税の撤廃
- ロシア
  - ・ 自動車等の関税引き上げ措置の撤廃
  - ※ロシアは WTO 加盟交渉中ではあるが、上記措置は加盟交渉中に WTO 協定の方向性と逆行して導入されたものであることから取り上げた。
- アルゼンチン
  - ・ エレベーター等に対する非自動輸入許可制の運用改善
- ウクライナ
  - ・ 関税引上げ措置の撤廃

(参考) 昨年の優先取組方針掲載案件に係る取組状況

対 象 国・地域	優先取組事項	改善・取組状況
中国	完成車特徴認定制度に基づく自動車部品への関税賦課の是正	2009年1月、中国の措置は内国課徴金に当たり、外国製部品を中国製部品よりも不利に扱っている点でGATT第3条に違反するとする上級委員会の判断が示され、中国はWTO是正勧告の履行の意思を表明。
	模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応	2008年10月の日中経済パートナーシップ協議、2009年1月の日中商標長官会合、同年2月の知的財産権保護に関する官民合同ミッションの派遣等により、制度改善の要請と協力の両面から取組を実施。 2007年9月、中国の刑事訴追基準等の問題について、米国の要請に基づきパネルが設置され、我が国も第三国として参加。2009年1月には、中国の措置を一部協定違反とするパネル判断が示され、同年3月に採択された。
	アンチ・ダンピング措置に係る不適切な運用の改善	2008年10月のAD委員会における中国TRM（経過的審査メカニズム）等において改善を要請した他、個別事案に関する政府意見書の提出を通じて問題点を伝えるとともに、中国がWTO協定整合的に制度を運用するよう申し入れた。
米国	バード修正条項に基づく分配の停止	2005年9月、米国に対する対抗措置を発動。米国は、2006年2月にバード修正条項を廃止したが、経過規定により分配が当面継続するため、我が国は分配停止を申し入れるとともに、対抗措置を延長。その後も米国において分配停止の動きが見られなかったことから、2008年9月、品目及び税率変更の上、対抗措置をさらに1年間延長。
	ゼロイングに係るWTO勧告の早期履行	2007年1月、我が国の主張を全面的に認め、ゼロイングはWTO協定違反とする上級委員会の判断が示された。米国は、是正勧告の履行期限を徒過しても履行措置内容を明らかにしなかったため、2008年1月、我が国は対抗措置の承認を申請。同年4月、米国との合意に基づき履行確認パネルの設置を要請。2009年4月、我が国の主張が全面的に認められ、米国はゼロイングを廃止しておらず、是正勧告を履行する義務を果たしていないとするパネルの判断が示された。
	日本製熱延鋼板に対するアンチ・ダンピング措置に係るWTO勧告の早期履行	米国の未履行部分の勧告実施のための法案は、2006年末の議会閉会により審議未了のまま廃案となった。2007年1月、米国政府は本件に議会と取り組む意思を表明したが未だ履行されておらず、我が国は、DSB会合の他、2008年10月の日米規制改革イニシアティブ等において早期履行を申し入れている。
	1916年アンチ・ダンピング法に係る損害回復法を無効化する措置への対応	2006年8月、我が国は、損害回復法に係る訴訟差止の仮命令の破棄を求めるアミカス・ブリーフを米国連邦控訴裁判所に提出。2007年6月、同控訴裁判所は、我が国の主張を受け入れ、仮訴訟差止命令を破棄する判決を下した。敗訴した米国企業は米国連邦最高裁に上告したが、2008年6月、最高裁は上告の申立てを棄却した。
EU	情報技術協定対象製品への関税賦課の是正	甘利経済産業大臣（当時）とマンデルソン欧州委員（当時）との会談等、累次の協議を実施したものの、EUから解決への姿勢が示されなかったため、我が国は、米国、台湾とともに、2008年5月にWTO紛争解決手続上の協議を要請し、同年7月にEUとの間で二国間協議を実施。しかし、EUから問題解決に向けた回答が得られなかったことから、パネル設置を要請。2008年9月にパネルが設置され、現在、パネルにおける審理が進行中。
アジア 各国・地域（注）	模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応	APEC、WIPO、WTO等の多国間協議や二国間協議の場において、各国・地域内の法制整備、取締強化等を要請するとともに、各国・地域における関係機関の人材育成を支援。

(注)アジア各国・地域:ASEAN、韓国、台湾、香港、インド

## 「不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針」 に掲げた個別貿易政策・措置の動き

本年の「経済産業省の取組方針」に掲げた優先取組事項の概要及び昨年の同方針で掲げた優先取組事項の進捗状況については以下のとおり。

### <中国>

#### 完成車特徴認定制度に基づく自動車部品への関税賦課の是正

中国は、自動車製品の中国における生産能力を高めるとともに関税徴収の厳格化を図るため、完成車の特徴を備えていると認定される場合（①ノックダウン部品、②特定の組立部品（車体、エンジン等）の組合せ、③輸入部品価格の合計が完成車総価額の60%以上となる場合）、自動車部品の関税率（10%）ではなく、完成車の関税率（25%）が適用される完成車特徴認定制度を導入し、一部施行していた。上記③の基準に達した輸入部品に対しては、2006年7月1日から施行予定であったが、同月に2年間延期する旨の公告が中国政府から発表された。

我が国は、本件について2006年3月から4月にかけて、米国、EU及びカナダが要請したWTO紛争解決手続に基づく協議に第三国として参加したほか、2006年5月、6月に中国との二国間非公式協議を実施。その後、同年10月の紛争解決機関（DSB）会合において、米国、EU及びカナダからの要請に基づいてパネルが設置され、我が国は引き続き第三国として参加。

2008年7月に公表されたパネル報告書は、米国等の主張を認め、①当該措置は内国課徴金に当たり、外国製部品を中国製部品よりも不利に扱っており、GATT第3条に違反する、また、②（仮に上級委員会が当該措置を関税とみなした場合にも）外国製部品に対して譲許税率以上の関税を賦課しているためGATT第2条に違反する等、中国の制度がWTO協定に違反すると認定。同年9月、中国は上級委員会に上訴を行ったが、2009年1月に公表された上級委員会報告書でもパネルが判断した①の点について違反と認定した（②の点については、当該措置を内国課徴金と認定したため、検討不要とし、判断せず）。

その後、同年2月のDSB会合において、中国は是正勧告の履行の意思を表明。我が国としては中国が同勧告に沿って措置を改善するかについて、引き続き注視していく。

#### 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応

中国においては、WTO加盟を契機に模倣品・海賊版対策に係る一連の法改正を行っているが、依然として法制度整備や運用が不十分であるとともに、関連の審査手続が迅速に行われない等、権利者の保護強化が必要不可欠である。

我が国は、米国が2007年4月にWTO提訴した中国の知的財産権保護問題に関して、協議及びパネル手続に第三国として参加してきた。2009年1月に公表され、同年3月に採択されたパネル報告書では、刑事訴追基準の閾値についてはTRIPS協定違反の認定がなされなかったものの、中国国内未許可作品の著作権保護、税関没収製品の取り扱いについては中国の協定違反が認められた。

また、2009年2月の知的財産権保護に関する官民合同ミッション派遣等、二国間及び多国間の様々な機会及び枠組みを通じて、国内法制の整備及びその適切かつ効果的な運用、行政・司法各部門での取締強化等を要請してきた。加えて、中国の税関、警察、裁判所、知的財産権に関する行政機関等、関係機関の人材育成を支援するとともに、中国の行政・司法機関における法制度整備等の支援を行い、人材と制度の両面か

ら問題解決に向けた取組を行っている。

さらに、経済産業省に設置された政府の一元的な窓口である「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」を中心に、個別企業からの相談や情報提供依頼への対応に加えて、業界単位での中国政府・業界との意見交換等、民間ベースでの各種活動に対する支援も行ってきた。さらに、日系企業の被害状況及び中国における関係当局の取締実態を把握することを目的としたアンケート調査等も実施している。

中国における知的財産権の侵害に対する刑事訴追件数が増加する兆しが見受けられる、刑事訴追基準に係る法人の閾値の引き下げが行われる等、一部に進展は見られるものの、模倣品・海賊版等の不正商品の横行の実態は依然として大きな懸案である。我が国企業が受けている被害も甚大であり、我が国としては、今後も引き続き、法制度の適切な整備及び運用、刑事上・行政上の取締強化、法令執行に係る情報の提供等を求めていく。

### アンチ・ダンピング措置に係る不適切な運用の改善

中国は、2001年12月のWTO加盟以来、2009年2月までの間に133件（うち27件が我が国産品を対象とする案件）のアンチ・ダンピング（AD）調査を開始しているが、近年の中国のAD調査においては、一般的に次の問題が指摘されている。

- ① 申請書の内容を十分精査することなく、調査開始を決定している。
- ② 損害認定にかかる判断の根拠となる指標の分析が明確でなく、ダンピングと損害の因果関係（とりわけ他の要因による影響の分離・区別）について客観的な検討に基づく十分な根拠が示されていない。
- ③ 調査当局に知られておらず、調査開始の通知または申請書の全文の提供が行われていないその他の者に対して、一律にファクツ・アベイラブルを用いた数十～100%以上とする不当なAD税を賦課している。

我が国は、2008年10月のWTO・AD委員会における中国TRM（経過的審査メカニズム）及び日中経済パートナーシップ協議等において改善を要請するとともに、WTO協定と整合的でない手続や個別案件における不適切と思われる運用については、随時、調査当局に対し政府意見書を提出する等の対応をとってきたところである。

引き続き、中国調査当局に対し、WTO協定整合的に制度を設計するとともに、我が国企業の意見を踏まえつつ、調査が適切に実施されるよう強く働きかけていく。

### ITセキュリティ製品の強制認証制度の導入の撤回

2008年1月、中国政府は、ファイアウォールやスマートカードOS等13品目のITセキュリティ製品を強制認証制度の対象品目に新たに追加し、2009年5月1日から実施する旨発表した。

本件は、2008年3月、7月、11月及び2009年3月のTBT委員会で議論され、我が国、米国、欧州、韓国から、本制度が貿易上の障壁になり得るとの懸念を表明した。また、我が国は、米国、欧州、韓国等と緊密に連携しつつ、中国政府と二国間でも協議を行い、本件に関する各種の問題点を提起した。これらを経て、2009年4月29日、中国はITセキュリティ製品への強制認証制度を、対象を政府調達に限定した上で、導入を1年間延期し2010年5月1日から実施する旨、公表した。

本制度は対象が政府調達に限定されても、円滑な日中貿易の障害となるため、2009年4月29日の日中首脳会談において、麻生総理から温家宝総理に対し再考を求めた。我が国は、中国政府に、今後とも本制度の導入の撤回に向けて再考を強く求めていく。

## <米 国>

### バード修正条項に基づく分配の停止

米国のいわゆるバード修正条項（1930年関税法修正条項）は、アンチ・ダンピング（AD）措置及び相殺関税措置による税収を、当該措置を申し立てた米国内の企業等に分配することを規定したものである。

我が国及びEUを含む計11ヶ国・地域の申立てに基づきパネルが設置された結果、2003年1月に上級委員会がWTO協定違反であるとの判断を示し、是正を勧告した。しかし、米国が同条項の改廃を行わないまま2003年12月の履行期限を徒過したため、2004年11月、我が国及びEU等7ヶ国・地域は対抗措置発動の承認を受け、2005年5月にEU及びカナダが、8月にメキシコが、9月に我が国が対抗措置を発動した。我が国は、ベアリング、鉄鋼等15品目に15%の追加関税を賦課した。

2006年2月、米国において、バード修正条項を廃止する法律が成立した。しかし、同法の経過規定では、2007年10月1日までに通関した産品に係る税の分配が定められており、バード修正条項の廃止後も、分配が継続される限りは、WTO協定違反の状態が継続するとともに、不公正な競争上の優位が米国の生産者等に残ることとなる。こうした状況を踏まえ、我が国は、2006年9月及び2007年9月の二度にわたり、対抗措置をそれぞれ一年間延長した。その後も米国において分配停止の動きは見られなかったことから、2008年8月、品目及び税率変更の上、対抗措置をさらに一年間延長した（ベアリング2品目に10.6%の追加関税賦課。分配額減少により対抗措置の上限額が減少したことにとともに、品目及び税率を変更。）。

しかし、米国は、2008年も経過規定に基づく分配を行った。日本の産品に関する分配額は2,230万ドル（約24億円）に上っている。

我が国は、日米規制改革イニシアティブやWTO紛争解決機関会合の場において、経過規定に基づく分配の停止を求めており、今後も引き続き、他の共同申立国・地域と連携し、米国に対し速やかに分配を停止し、WTO協定違反の状態を解消するよう強く働きかけていく。

### ゼロイングに係るWTO勧告の早期履行

米国は、アンチ・ダンピング（AD）手続において、ダンピング・マージン計算の際に、国内販売価格を上回る価格で輸出したモデルまたは個別取引毎の価格差を「ゼロ」とみなし、安値輸出のみで計算し、産品全体のダンピング・マージンを人為的に高く算出する方法（ゼロイング）を適用している。ゼロイングは、ダンピングを行っていない取引を実質的に無視する不公平な計算方法である。

我が国は、米国のゼロイングについて、2004年11月にWTO紛争解決手続に基づく協議要請、2005年2月にパネル設置要請を行い、個別AD措置に対するゼロイングの適用（as applied）に加え、米国のゼロイング制度それ自体（as such）がWTO協定に違反する旨を主張。2007年1月に発出された上級委員会報告書では、我が国の主張が全面的に認められ、AD手続全体を通じてゼロイングがWTO協定違反であることが認定されるとともに、その是正が勧告された。

我が国は、2007年2月、経済産業省から米国通商代表部及び商務省の次官級に対して、履行すべき内容の要請を送付したほか、EU等とも連携しつつ、米国との間で履行のための協議を継続してきた。しかし、是正勧告の履行期限（同年12月24日）までに、十分な履行措置を米国が採らなかったため、我が国は、2008年1月、対抗措置発動の権利を留保する目的で、WTOに対し対抗措置の承認申請を行った。その後、米国

は、WTO 紛争解決機関 (DSB) 会合において、実際には勧告の一部についてしか履行措置を採っていないにもかかわらず、他の点についても勧告を履行したと強弁したため、同年 3 月に、日米間で今後の手続の段取りについて合意するとともに、4 月には、米国が十分な履行措置を実施していないことの確認を求めて履行確認パネルの設置要請を行った。2009 年 4 月に発出されたパネル最終報告書では、我が国の主張が全面的に認められ、ゼロイング制度それ自体 (as such) 、及び、ゼロイングが適用された個別 AD 措置 (as applied) について、是正がなされておらず、米国は WTO 勧告を履行する義務を果たしていないと認定された。

我が国は、引き続き、紛争解決手続と DDA ルール交渉の 2 つのトラックにおいて、米国にゼロイングの廃止を求めていく。

### 日本製熱延鋼板に対するアンチ・ダンピング措置に係る WTO 勧告の早期履行

米国が 1999 年 6 月に決定した日本製熱延鋼板に対するアンチ・ダンピング (AD) 措置については、我が国の要請に基づいて設置されたパネル及び上級委員会において、米国のダンピング・マージンの算定方法等が WTO 協定違反であるとの判断が示され、2001 年 8 月に違反が確定、是正勧告がなされた。

米国は、当初の履行期限 (2002 年 11 月) までに、関連する米国法の改正等について履行を完了できず、その後 3 度にわたり履行期限の延長を行った。2005 年 5 月には勧告実施のための法案が議会に提出されたが、同年 7 月末の履行期限までに成立する見通しが立っていなかったことから、同年 7 月、我が国は、本件履行に引き続き取り組むという米国の意思を踏まえ、猶予期間の再延長は行わないものの、日本側が対抗措置を発動する権利を留保することで米国と合意した。

しかし、その後、2006 年 12 月の日米規制改革イニシアティブ等における我が国からの再三の履行要請にも拘らず、勧告実施法案は同年末の第 109 議会閉会により審議未了のまま廃案となった。そのため、2007 年 1 月に改めて甘利経済産業大臣 (当時) からシュワブ USTR 代表 (当時) に対して早期履行を求め、米国政府は同月の WTO 紛争解決機関 (DSB) 会合において、議会とともに本件に取り組む旨の意思表明を行った。しかし、その後の DSB 会合や 2008 年 10 月の日米規制改革イニシアティブ等における我が国からの累次の要請にもかかわらず、これまで米国による勧告の完全な履行は行われていない。

我が国としては、今後とも DSB 会合や日米規制改革イニシアティブ等の二国間協議の場を通じて、一刻も早い勧告履行を米国に対して働きかけていく。

### 1916 年アンチ・ダンピング法に係る損害回復法を無効化する措置への対応

1999 年、我が国及び EU は、1916 年歳入法第 801 条 (1916 年アンチ・ダンピング (AD) 法) の規定するダンピング輸入に対する救済措置が、GATT 及び AD 協定で許容されている AD 税賦課ではなく 3 倍賠償請求である点等が WTO 協定違反にあたるとして米国を提訴した。2000 年 9 月の WTO 紛争解決機関において、我が国及び EU の主張をほぼ全面的に認める内容のパネル・上級委員会報告書が採択され、同法の WTO 協定違反が確定した。

その後も米国は、同法の改廃等の是正措置を何ら講じず、2004 年 5 月には、同法に基づく損害賠償請求訴訟において、米国連邦地方裁判所が我が国企業に約 40 億円相当の損害賠償を命じる判決を下した。これを受け、我が国は、同年 12 月に 1916 年 AD 法に基づく訴訟によって損害を受けた我が国企業の損害回復を可能とする法律 (損害

回復法)を制定した。

米国は、同月に1916年AD法を廃止したものの、廃止の日に裁判所に係属している事案に対しては廃止の効力が及ばない旨の祖父条項を設けたため、前記の我が国企業に係る訴訟の控訴審は継続された。2006年6月、我が国企業の敗訴が確定し、多額の賠償金の支払いを余儀なくされた。

その後、原告である米国企業の申立てを受け、米国連邦地方裁判所は、我が国企業に対し、日本国内において損害回復法に基づく訴訟を提起することを暫定的に禁止する命令(仮訴訟差止命令)を発付した。我が国企業は、これを不服として米国連邦控訴裁判所に控訴した。日本政府は、2006年8月、同差止命令は国際法違反の措置により被った私人の損害に対して我が国が提供した救済措置を無効化するものであり、国際礼讓の観点からも回避すべきであること等を根拠に、仮訴訟差止命令を破棄すべき旨を主張するアミカス・ブリーフを同控訴裁判所に提出した。

2007年6月、米国連邦控訴裁判所は、我が国の主張を受け入れ、連邦地方裁判所による仮訴訟差止命令を破棄するとともに、同地方裁判所に対して本差止命令に係る米国企業の申立てを棄却するよう求める判決を下し、同年8月、同地方裁判所は米国企業の申立てを正式に棄却した。同年11月、米国企業はこれを不服として連邦最高裁判所へ上告申立てを行ったが、2008年6月、連邦最高裁判所は、米国企業の上告申立てを棄却した。これにより、仮訴訟差止命令を破棄した連邦控訴裁判所による判決が確定した。

我が国としては、我が国の主権的行為及び我が国企業が有する裁判を受ける正当な権利を阻害しないよう、訴訟差止命令の破棄を求めてきたところであり、上記破棄判決を維持した米国連邦最高裁判所の判断は適切なものと評価する。

他方、2008年来、一部の上院議員が、複数回にわたり日本の損害回復法を実質的に無効にする内容の法案を議会に提出する等しており、引き続き動向を注視し然るべく対応をとっていく。

### 米国再生・再投資法に含まれる「バイ・アメリカン条項」の改善

米国では、従前から、1933年に成立したバイ・アメリカン法により、連邦政府が物資の購入契約又は公共の建設の委託契約を締結する場合に、米国製品の購入又は米国製資材の使用が義務付けられていたが、同法自体がWTO政府調達協定締約国には同法の適用を控える旨修正され、同協定との整合性が一応維持されていた。

これに加え、本年2月17日に成立した米国再生・再投資法には、同法に基づく公共建築物の建設・改築、修復やその他の公共事業等における米国製の鉄鋼製品(all of the iron and steel)の使用のほか、公共事業で使う製品(manufactured goods)にも米国製の使用を義務付けるいわゆる「バイ・アメリカン条項」が含まれている(ただし、公共の利益に反する場合、米国内で量・品質において十分な製品が生産されていない場合、米国製の使用によりプロジェクトの総コストが25%以上上昇する場合は、適用除外となると規定している。)

また、同法は、同法に基づく国土安全保障省による衣料品・テント等の繊維製品(国家の安全保障に直接関係するもの)の調達についても、米国製の使用を義務付けており、一定の条件に合う製品がない場合等は適用除外となると規定している。

いずれの条項についても、「国際約束の下での米国の義務に整合的な形で適用されなければならない。」とされており、各国の懸念への一定の配慮がなされたものと考えられる。



しかしながら、このような自国産品優遇の条項が設けられたこと自体、昨年11月の金融・世界経済に関する首脳会合で示された保護主義に対抗するための国際的な取組に照らし、残念といわざるを得ない。米国経済の早期回復を期待しつつも、今後の機会を捉えて、国際約束の下での義務や保護主義への対抗という国際的な取組との関係で、米国が責任のある対応をとるよう、同法の運用を注視していく必要がある。

< E U >

#### 情報技術協定対象製品への関税賦課の是正

EU では、コンピュータ、同関連機器、半導体といった WTO・ITA (Information Technology Agreement : 情報技術協定) の対象製品が無税とされる一方、テレビやビデオといった ITA 対象外の電機製品に対して高い関税が課されている。近年、これらの製品の多機能化・高度化が進む中で、ITA の対象として扱われるべき製品が恣意的な関税分類の変更により課税され、また課税が検討される事態が生じている。

IT 分野は技術進歩の速い分野であることから、ITA は「各国の貿易制度は、IT 製品の市場アクセス機会を拡大するように発展すべき」(ITA 宣言パラ 1) と定め、また、技術進歩等に伴う品目追加についてはコンセンサスで合意することを規定するなど、設立当初から技術進歩に対応する必要性を織り込んでいた。しかし、EU において現在生じている問題は、本来 ITA 対象である品目が技術進歩によって多機能化・高度化したことにより、当初合意された品目と異なるという理由で ITA 対象外として課税されるというものであり、我が国は、ITA 本来の趣旨やこれまでの成果 (各国が行った関税譲許) に反するものと懸念している。

本問題については、2007 年 1 月に甘利経済産業大臣がマンデルソン欧州委員 (貿易担当) に対して解決を要請したほか、経済産業省と欧州委員会貿易総局との間で次官級の協議を累次行う等、解決に向けハイレベルでの協議を行ってきた。

しかし、EU 側は解決への努力を行わなかったため、これらの製品に対する関税賦課は WTO・ITA に整合的ではないとして、米国、台湾とともに、2008 年 5 月、WTO 紛争解決手続上の協議要請を行い、2008 年 7 月には EU との間で二国間協議を行った。

しかしながら、二国間協議においても、EU より問題解決に向けた回答が得られなかったことから、我が国は、米国、台湾とともに、パネル設置の要請を行い、2008 年 9 月にパネルが設置され、パネルにおいて本問題の解決に向けた努力を進めていくこととなった。我が国としては、本問題の解決に向けて、米国、台湾とともに、WTO ルールに則って、粛々と手続を進めていく。

< アジア各国・地域 (ASEAN、韓国、台湾、香港、インド) >

#### 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応

アジア各国・地域においては、知的財産権保護の必要性が高まりつつあるが、法制度や運用等において改善すべき点は多く、権利者のための知的財産権の保護強化が必要不可欠である。

我が国は、APEC、WIPO、WTO 等の多国間や各国との EPA 等の二国間の様々な機会及び枠組みを通じて、各国・地域における法制度の適切かつ効果的な運用、行政・司法各部門での取締の強化等を要請してきた。2008 年 2 月には初めてインドへの官民合同ミッションを派遣し、両国間の知的財産に関する専門家意見交換を行うとともに、インドにおける知的財産権の保護強化を訴えた。

また、現地の税関、警察、知的財産権に関する行政機関等、関係機関の人材育成の支援を行い、人材と制度の両面から問題解決に向けた取組を行っている。

ASEAN 諸国が不正商品の流通国となっている事例が多いが、かかる事態を改善するために、関係国間において知的財産権侵害に関する情報の交流を促進する必要がある。2007年6月のAPEC・IPEGにおいて、我が国が提唱した税関専門家と知財専門家による合同セッションの発足が合意されたことを受け、2008年2月にはペルーにおいて税関専門家会合と知財専門家会合の合同セッションが開催されるなど、我が国は知的財産権保護の強化に関する国際的な取組を先導している。

また、経済産業省に設置された政府の一元的な窓口である「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」を中心に、個別企業による相談や情報提供依頼への対応を行っている。

しかし、アジア各国・地域では、不正商品の製造及び流通等、模倣品・海賊版等の不正商品の横行の実態は依然として大きな懸案である。我が国企業が受けている被害も大きく、我が国としては、今後も引き続き、法制度の適切な整備及び運用に係る情報の提供等を求めていく。

### インド・輸入品への特別追加関税の撤廃

日印経済の結びつきが深まる中、インドの複雑な税・関税制度について貿易障壁であるとの指摘が産業界を中心に多く寄せられており、こうした制度の中には、WTO協定に違反する可能性があるものが含まれている。例えば、インドへの輸入に際しては、「基本関税」（実行税率）の他に、「相殺関税（追加関税）」、「特別追加関税」、「教育目的税」等の税も併せて税関で徴収されているところ、これらの課税のWTO協定整合性について疑義がもたれている。特に、「相殺関税」と「特別追加関税」については、2008年にWTO上級委員会がGATTに違反すると「思料(consider)」するとの判断をくだしているにもかかわらず、現在もインドはこれらの税制度を維持している。我が国はこれまでインド政府に対して、累次日印EPA交渉等の政府間協議の場を通じて、特別追加関税を含む関税制度について、WTO協定整合的かつ透明性の高い制度へ改善するよう、求めてきたところ、引き続き、様々な機会を通じて働きかけていく必要がある。

なお特別追加関税については、2007年にインド政府は還付制度を導入したものの、還付制度の存在によって特別追加関税のWTO協定整合性が直ちに確保されるわけではない点には注意が必要である。また導入された還付制度に関しては、申請条件が厳格過ぎる上、手続の詳細も不明である等の問題点が指摘されてきたところである。2008年11月に、申請条件の緩和が発表されたことはある程度評価できるものの、新条件が導入された後も、「実際に還付が受けられた」事例は数例に留まっており、更なる制度の改善を働きかけていくことが必要である。

### <ロシア>

#### 自動車等の関税引き上げ措置の撤廃

WTO未加盟国で最大の経済規模を持つロシアは、2009年1月に自動車及びトラックの関税を引き上げたのに続いて、2月には鉄鋼製品の一部、さらに農業機械についてもそれぞれ関税引き上げを実施した。

前述の通りWTO加盟前のロシアに対して国際貿易ルール（すなわちWTO協定）に基づく問題提起は難しいが、他方、我が国、ロシアを含むG20各国は、2008年11月に「金融・世界経済に関する首脳会合」を米国ワシントンDCで開催、今後12ヶ月間新

たな保護主義的措置を取らない旨合意した首脳宣言を発している。

我が国は、今回ロシアが取った措置は、WTO の精神である自由で開かれた貿易の促進に資するものではなく、また上記首脳宣言に反するものであるとして、これら関税引き上げ措置の即時撤廃を首脳、閣僚及び我が方大使館の各レベルからロシア側に対して再三再四申し入れを行っており、またロシア政府も我が国の懸念に対する一定の認識を示している。しかし現在のところ、これらの措置を撤廃する動きは見られないばかりか、4月からは、クレーン車等の中古特殊用途自動車の関税を引き上げを行ったことに加え、5月からは、新たに液晶・プラズマテレビの関税引き上げを行った。

保護主義的措置については、2009年4月に英国ロンドンで開催された「第2回金融・世界経済に関する首脳会合」でも議論され、先のワシントンでの合意を2010年末まで延長することに合意した。5月に我が国を訪問したロシアのプーチン首相に対しても麻生総理から改めて申し入れを行ったところである。我が国としては、ロシアの保護主義的措置の動きを引き続き注視し、あらゆるチャンネルを活用して、撤回に向けた申し入れを行っていく。

## <アルゼンチン>

### エレベーター等に対する非自動輸入許可制の運用改善

2008年11月、アルゼンチンは、特定の冶金製品の輸入について、通関手続中における監視と管理のための仕組みを確立するとの理由で、エレベーター製品の輸入許可を自動許可制から非自動許可制に移行した。また、同様に他の製品においても非自動輸入許可制への移行が行われている。これによって、日本からアルゼンチンに輸出されたエレベーターが、輸入港に到着しているにもかかわらず輸入許可が得られないため陸揚げが出来ず、納期の遅延や倉庫の保管料が発生するといった問題が生じていた。

WTOの「輸入許可手続に関する協定」では、非自動輸入許可制度を導入する場合、輸入に対する貿易制限的なものであってはならず、またその許可に関しては原則として輸入申請後30日以内に処理しなければならないとしている。

本事案では、日本からの輸入したエレベーターに関して、申請後30日以上を経過しても輸入許可が下りておらず、WTOルールに違反する可能性も高いことから、経済産業省は駐日アルゼンチン大使に対し、本件エレベーター輸入について早期に輸入許可を出すことも含め、WTOルールに整合的な運用とするよう要請した。また現地でも、駐アルゼンチン日本大使館より、アルゼンチン外務省及び生産省に対し、本件への善処を求めた。

これらの我が国からの要請に対して、アルゼンチン側は早期解決の努力を行うとしており、アルゼンチンの港で留め置かれていたエレベーターについては、日本側からの要請後、一部の品目について輸入許可が出され、改善に向けた動きも見られる一方で、他の製品に対する輸入許可制の導入等が行われるとの情報もある。

引き続き我が国としては、アルゼンチン側による本措置への対応を注視していく。

## <ウクライナ>

### 関税引き上げ措置の撤廃

2008年12月、ウクライナ最高会議（我が国の国会に相当）は、貿易収支の悪化を理由として、一部の品目を除く全輸入品目に対して、6ヶ月間という期限付きながら、一時的に関税を13%引き上げる法案を可決した。同国ユーシチェンコ大統領は、一度は拒否権を行使したものの、2月20日に本法案に署名、3月4日にはWTOに対し、本

件措置が国際収支の擁護を目的としている旨の GATT に基づく通報を行った上、3 月 7 日に関税引き上げが実施された。

我が国からは、ウクライナは 2008 年 5 月に WTO 加盟を果たしたが、この関税引き上げは国内産業を保護する目的で採用された疑いが濃厚であり、WTO における自由で開かれた貿易の促進の趣旨に反する行為であるとして、早急な対処を我が方大使を通じてウクライナに申し入れた他、在京ウクライナ大に対し、我が方は、関税引き上げを早急に撤回するよう求めた。

さらに、我が方としては、本件追加関税措置は GATT 違反の可能性があると考えており、本件については、3 月 10 日、訪日したウクライナ経済相に対して、高市経済産業副大臣から、懸念表明を行うとともに、直ちに関税引き上げを撤回するよう求め、かつ、同月に東京で行われた日・ウクライナ首脳会談においても、世界経済回復のため、保護主義に対抗することが重要であると指摘した。

これらの我が国からの申し入れに対して、ウクライナ閣僚会議は 3 月 18 日に全ての関税引き上げを取り消す旨の法案を最高会議に提出したが、4 月にはウクライナ最高会議税務・関税委員会が政府に対して法案を差し戻す文書を取りまとめる動きが見られるなど、追加関税措置の廃止に向けたウクライナ側の動きに進展が見られない。

これらの動きを受けて、我が国としては、一日も早い関税引き下げが実現されるよう、改めてウクライナ政府に申し入れを行ったところであり、本件を引き続き注視していく。

以 上